【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月27日
【会社名】	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
【英訳名】	Sony Financial Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　石井　茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
【電話番号】	03-5290-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　髙木　健次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
【電話番号】	03-5290-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　髙木　健次
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成29年６月21日開催の当社第13回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月21日

(2) 当該決議事項の内容

（会社提案）

第１号議案　剰余金の処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金55円（普通配当）

総額23,922,086,375円

ロ　効力発生日

平成29年６月22日

第２号議案　取締役９名選任の件

石井茂、清宮裕晶、伊藤裕、萩本友男、丹羽淳雄、住本雄一郎、神戸司郎、山本功および国谷史朗を取締役に選任する。

第３号議案　監査役１名選任の件

是永浩利を監査役に選任する。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

三枝隆治を補欠監査役に選任する。

第５号議案　業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入および業務執行取締役に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更の件

当社の業務執行取締役に対して、譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入するため、年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬債権を支給し、付与する譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内とする。また、当社の業務執行取締役に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件を次のとおり一部変更する。

（下線部分は変更箇所）

変更前	変更後
（前略） (6)新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の業務執行取締役の役位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。 （後略）	（前略） (6)新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社および当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、上記のいずれの役位をも喪失した日の翌日から30日以内に当社または当社子会社の業務執行取締役に就任することが予定されている場合はこの限りでない。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。 （後略）

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成率	可否
第１号議案	4,012,415	463	2,234	99%	可決
第２号議案					
石井 茂	3,863,975	114,552	36,593	95%	可決
清宮 裕晶	3,937,739	75,147	2,234	97%	可決
伊藤 裕	3,937,738	75,148	2,234	97%	可決
萩本 友男	3,937,657	75,229	2,234	97%	可決
丹羽 淳雄	3,937,425	75,461	2,234	97%	可決
住本 雄一郎	3,937,433	75,453	2,234	97%	可決
神戸 司郎	3,937,315	75,571	2,234	97%	可決
山本 功	3,989,448	23,438	2,234	98%	可決
国谷 史朗	3,984,977	27,907	2,234	98%	可決
第３号議案					
是永 浩利	3,907,831	105,058	2,234	96%	可決
第４号議案					
三枝 隆治	3,902,127	110,765	2,234	96%	可決
第５号議案	3,963,376	49,509	2,234	98%	可決

（注）１．各議案の可決要件は次のとおりであります。
第１号議案および第５号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
第２号議案、第３号議案および第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
２．賛成率の計算方法は次のとおりであります。
本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たしたため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上